

## 三重とことわか国体・三重とことわか大会 名張市案内所・休憩所設置運営要項

### 1 目的

この要項は、三重とことわか国体・三重とことわか大会名張市歓迎・接伴基本計画に基づき、三重とことわか国体・三重とことわか大会に参加する選手、監督、役員、観察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光等の案内所及び憩いの場を提供するための休憩所の設置及び運営に関する必要な事項を定める。

### 2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び受付案内所とする。

### 3 設置場所

総合案内所は、主要駅等に関係機関等と協議の上、設置し、並びに受付案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。

### 4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議の上、期間を定め、受付案内所及び休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。

### 5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議の上、時間を定める。また、受付案内所及び休憩所の開設時間は、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

### 6 業務内容

#### (1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関する事。
- イ 競技会場の案内及び日程等の案内に関する事。
- ウ 宿泊及び交通等の案内に関する事。
- エ 観光及び物産品の案内に関する事。
- オ その他所管に関する事。

#### (2) 受付案内所

- ア 受付案内所の管理運営に関する事。
- イ 大会参加者の受付及び案内に関する事。
- ウ 競技会及び日程等の案内に関する事。
- エ 宿泊及び交通等の案内に関する事。
- オ 観光及び物産品の案内に関する事。
- カ 障害者への対応に関する事。
- キ 遺失物、拾得物等の取扱いに関する事。

ク その他所管に関すること。

(3) 休憩所

ア 休憩所の設営及び開設準備に関すること。

イ 大会参加者に対して、休憩場所を提供すること。

ウ 休憩所の管理、運営に関すること。

エ 休憩所及び周辺の整理整頓を心がけ、衛生保持に努めること。

7 その他

この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。また、競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和元年11月13日から施行する。